

令和 7 年度第 2 回 伊賀市空き家等対策協議会事項書

令和 7 年 8 月 29 日 (金) 午前 10 時 00 から
201 会議室

1 開会

2 協議事項

第 3 次空き家等対策計画について

資料 1

3 その他

【お願い】

今後の協議内容を基に修正した「第 3 次空き家等対策計画（案）」をメールで送付させていただく可能性があります。その場合内容確認していただき、問題点等ご指摘くださいますようお願いいたします。

9 月 5 日までに、別紙 1 にてメールアドレスをご報告ください。

※既にメールアドレスを報告済の場合は別紙 1 は不要のため、別紙 1 の報告様式は準備していません。

* 次回 第 3 回伊賀市空き家等対策協議会の日程について *

令和 8 年 2 月開催予定 場所：伊賀市役所

協議事項：第 3 次空き家等対策基本計画（最終案）について 他

◆◆協議事項の進行状況によって開催予定◆◆

第 3 回伊賀市空き家等対策協議会（仮）

令和 7 年 10 月 17 日 (金) 午後 2 時～ 場所：伊賀市役所

※10 月開催の場合、令和 8 年 2 月開催予定の協議会は

第 4 回伊賀市空き家等対策協議会として開催いたします。

別紙1

伊賀市 空き家対策室 行

お名前	
メール アドレス	

ご報告は、下記のいずれかでお願いします。
FAXにてご報告いただく場合場はこの用紙をお送りください。

FAX 0595-22- 9736
E-MAIL akiya@city.iga.lg.jp

伊賀市空家等対策協議会委員

敬称略

	所属	役職	氏名
1	國學院大學 観光まちづくり学部 観光まちづくり学科	教授	浅野 聰
2	一般社団法人 三重県建築士事務所協会		池澤 邦仁
3	公益社団法人 三重県宅地建物取引業協会	伊賀支部 副支部長	西 昭彦
4	公益社団法人 全日本不動産協会三重県本部	副本部長	前川 伸二
5	一般社団法人 三重県不動産鑑定士協会		鈴木 茂基
6	一般社団法人 三重県建設業協会伊賀支部	伊賀支部 副支部長	奥井 実
7	三重弁護士会		庄司 正樹
8	三重県土地家屋調査士会		中井 洋一
9	三重県司法書士会		林 克至
10	上野商工会議所	副会頭	山本 穎昭
11	伊賀市商工会	副会長	古川 一司
12	社会福祉法人 伊賀市社会福祉協議会	事務局長	田邊 寿
13	伊賀市	副市長	宮崎 寿

伊賀市空家等対策協議会について

伊賀市自治基本条例

(意思決定過程の情報共有)

第11条の2 市は、市民に対し、市政に関する意思決定過程の情報を明らかにするよう努めなければならない。

2 市は、審議会その他の附属機関の会議を、原則として公開しなければならない。

伊賀市情報公開条例

(会議の公開)

第24条 実施機関に置く附属機関及びこれに類するものは、その会議（法令又は他の条例の規定により公開することができないとされている会議を除く。）を公開するものとする。ただし、次に掲げる場合であって当該会議で非公開を決定したときは、この限りでない。

- (1) 非公開情報が含まれる事項について審議、審査、調査等を行う会議を開催する場合
- (2) 会議を公開することにより、当該会議の公正又は円滑な運営に著しい支障が生ずると認められる場合

審議会等の会議の公開に関する要綱

(対象とする会議)

第2条 この要綱の対象とする会議は、市民、学識経験者等を構成員として、市の事務について審議、審査、調停等（以下「審議等」という。）を行うために地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定により市長その他の執行機関に設置された附属機関及び附属機関の設置等に関する条例（平成19年伊賀市条例第31号）第2条の規定により規則、要綱等により設置された附属機関（以下「審議会等」という。）の会議（以下「会議」という。）とする。

(会議の公開)

第3条 会議は、原則として公開する。

(公開の方法等)

第7条 会議の公開は、会議の傍聴を希望する者に当該会議の傍聴を認めることにより行う。

- 2 審議会等の長は、会議の傍聴を認める者（以下「傍聴者」という。）の定員をあらかじめ定め、当該会議の会場に一定の傍聴席を設けるものとする。ただし、会議の全部を非公開とするときは、この限りでない。
- 3 傍聴者は、先着順により決定する。ただし、傍聴を希望する者の数が前項の規定により定める定員を超えることが明らかな場合等においては、事前申込み、抽選等の方法によることができる。
- 4 審議会等の長は、公開する会議において会議が公正かつ円滑に行われるよう、傍聴に係る遵守事項を別に定め、会議の開催中における会場の秩序の維持に努めるものとする。
- 5 審議会等の長は、会議資料を傍聴者に配布し、又は傍聴者の閲覧に供するものとする。ただし、非公開情報が記載されているものを除く。

- 6 審議会等の長は、会議の一部を非公開とするときは、先に公開する議題の審議等をし、その後に非公開の決定に係る議題の審議等をするなど、傍聴者に配慮した議事運営に努めるものとする。

(会議録の作成)

第8条 所管課長は、会議が行われたときは、当該会議の公開又は非公開の別にかかわらず、次の事項を記載した審議会等会議録（様式第2号。以下「会議録」という。）を会議終了後速やかに作成するものとする。

- (1) 会議の名称
- (2) 会議の開催の日時及び場所
- (3) 出席者（委員及び事務局）
- (4) 会議の議題
- (5) 会議の公開又は非公開の別及び非公開の理由（会議の全部又は一部を非公開とした場合）
- (6) 傍聴者数（会議を公開した場合）
- (7) 会議の内容
- (8) 会議の資料の名称
- (9) 前各号に掲げるもののほか、審議会等の長が必要と認めた事項

- 2 前項第8号の審議内容は、当該会議における発言内容、審議過程等を市民が十分理解できるような形式とし、全文筆記又は要点筆記のいずれかによるものとする。

(会議録及び会議資料の公開)

第9条 所管課長は、前条の規定により作成した会議録の写し及び当該会議の資料（当該会議録又は資料に非公開情報が記録されているときは、当該非公開情報に係る部分を除いたもの。以下「会議録等」という。）を当該会議を開催した日からおおむね1月以内に総務課長に送付するものとする。

- 2 総務課長は、前項の規定による会議録等の送付を受けたときは、当該会議録等を速やかに市ホームページに掲載するものとする。

- 3 所管課長は、会議録等を閲覧に供するものとする。

空家等対策の推進に関する特別措置法

（平成26年11月27日号外法律第127号）

（協議会）

第8条 市町村は、空家等対策計画の作成及び変更並びに実施に関する協議を行うための協議会（以下この条において「協議会」という。）を組織することができる。

- 2 協議会は、市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）のほか、地域住民、市町村の議会の議員、法務、不動産、建築、福祉、文化等に関する学識経験者その他の市町村長が必要と認める者をもって構成する。
- 3 前二項に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

伊賀市空家等の適正管理に関する条例

(平成 28 年伊賀市条例第 27 号)

(空家等対策協議会)

第 14 条 市長は、この条例の施行のため必要な事項を調査及び審議するため、伊賀市空家等対策協議会（以下「協議会」という。）を置く。

- 2 協議会は、委員 15 人以内をもって組織する。
- 3 協議会の委員は、法務、不動産、建築等に関する知識経験を有する者その他市長が必要と認めるもののうちから、市長が委嘱する。
- 4 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 委員は、再任されることができる。
- 6 前各項に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、規則で定める。

伊賀市空家等の適正管理に関する条例施行規則

(平成 28 年伊賀市規則第 72 号)

(協議会)

第 12 条 条例第 14 条の協議会（以下「協議会」という。）に会長及び副会長を置く。

- 2 会長は、委員の互選によりこれを定め、副会長は会長が指名する。
- 3 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

第 13 条 協議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。ただし、会長を定めない場合にあっては、協議会の会議は、市長が招集する。

- 2 協議会の会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。
- 3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 会長は、必要があると認めるときは、協議会の会議に委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(専門委員会)

第 14 条 協議会に、専門の事項を調査し、協議するための専門委員会を置くことができる。

第3次伊賀市空家等対策計画 策定方針

●計画の背景

空家対策計画は、空家問題に対処するための「空家等対策の推進に関する特別措置法」において、各地域の空家等に関する対策を総合的かつ計画的に実施するため国の「空家対策基本指針」に即して、空家等に関する対策について計画を定めることができます。

本市においても平成 28 年度に第 1 次伊賀市空家等対策計画、令和 3 年度に第 2 次空き家対策計画の策定を行い、今年度末には第 2 次の期間が満了することから、更なる空き家対策の推進に向け第 3 次空家等対策計画を策定することとします。

なお、計画の策定にあたり基本的には第 2 次空き家対策を踏襲したうえで、改正空家法に規定された新たな制度や現在策定中の第 3 次伊賀市総合計画等と整合を図りつつ空き家対策の更なる推進に重点を置いた計画とします。

●計画の概要

- ・計画名：第3次伊賀市空家等対策計画
- ・位置づけ：「空家等対策の推進に関する特別措置法」第7条に基づく、市の空家等対策を総合的に推進するための計画
- ・計画期間：令和8年度から令和 12 年度の5年間
- ・対象：市内全域

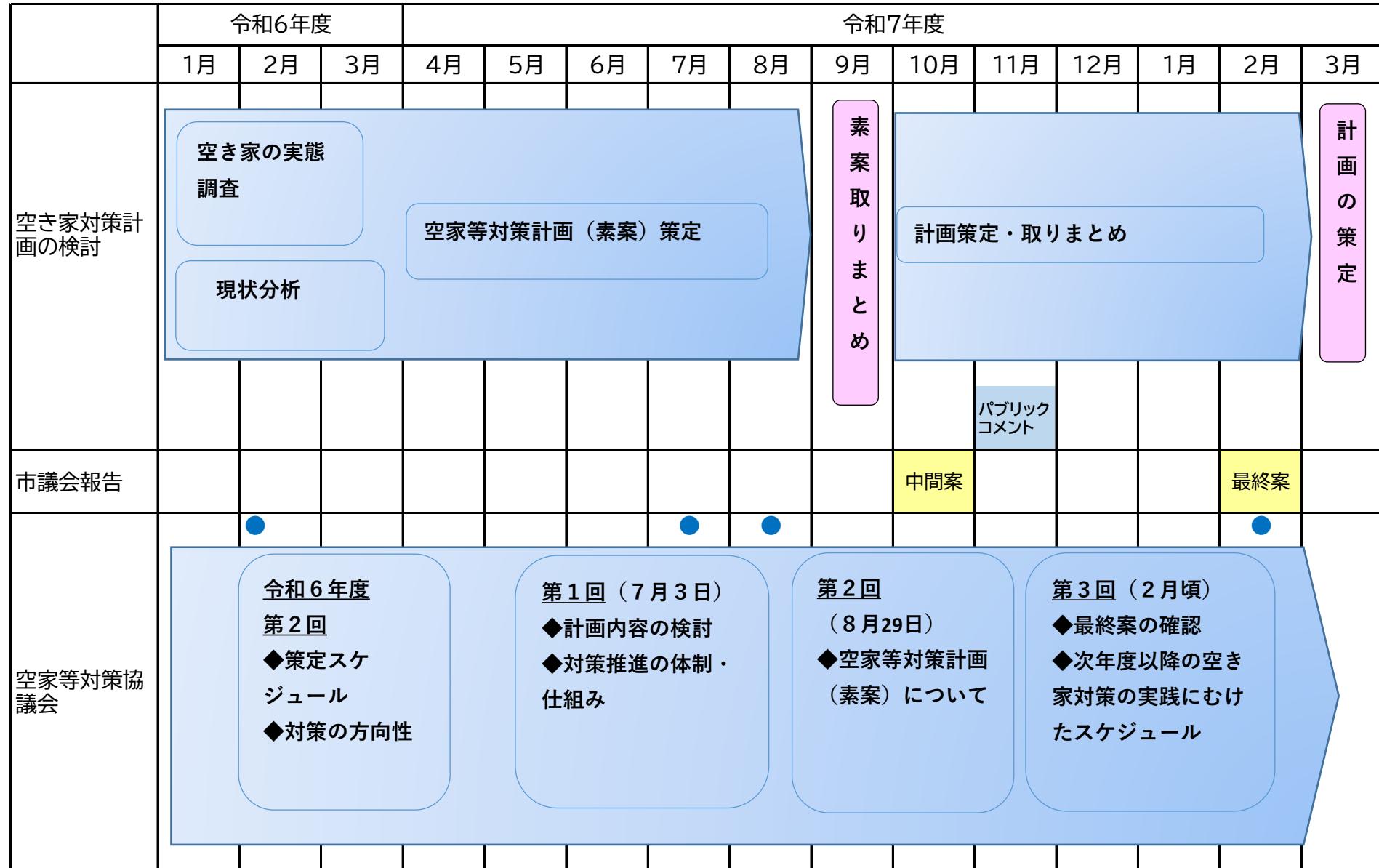
●方向性

空き家対策の3本柱である空き家の「流通」「再生」「管理」を基に、第2次空き家対策計画で取組んでいる事業を継続しつつ、「予防（発生抑制や空き家期間の短縮）」に向けた事業の充実を図る。

●新たに計画に盛り込む事項

1. 管理不全空家等
2. 空家等活用促進区域
3. 空家等管理活用支援法人
4. 新たな財産管理制度

第3次伊賀市空家等対策計画策定スケジュール【10月協議会無の場合】



第3次伊賀市空家等対策計画策定スケジュール【10月協議会有の場合】

第2次伊賀市空き家対策計画【目次】

2021(令和3)年4月

伊賀市空き家対策の現状と展開
(第2次伊賀市空き家対策計画策定資料)

第1章 伊賀市の地勢等

- 位置・特性
- 歴史
- 気候・気象
- 住民自治
- 交通
- 就労と産業
- 将来想定される地震と津波
- 土砂災害警戒区域
- 災害浸水区域
- 伊賀地域の火山帯の有無
- 空き家における犯罪防止

第2章 住宅を取り巻く社会の変化

- 人口・世帯減少の展望
- 人口動態の変化
- 住まいの動き
- 土地利用
- 立地適正化計画

第3章 空き家対策の現状と課題

- 住宅の現状と空き家の現状
- 伊賀市の空き家の実態

第4章 特定空家等対策

第5章 移住・転住対策の現状と課題

- 伊賀流空き家バンク
- 伊賀流安心住宅プラン
- 移住者支援制度
- 移住意向と移住しやすい街の分析

第6章 古民家等再生活用事業

- 歴史的資源を活用した観光資源づくり
- 古民家等再生活用事業推進に向けての観光分析

資料 関係法令・条例

- 条例・施行規則
- 法律・政令

省略①

省略②

省略③

省略④

第1章 計画の改定にあたって

- 計画の背景
- 計画の位置づけ
- 計画期間
- 対象区域
- 対象建築物

第2章 現状と課題

- 第2次計画の進捗及び実績
 - 取組施策の進捗評価
 - 取組施策の実績
 - 推進体制の構築状況
- 全国・三重県の空き家の現状
と社会情勢の変化
 - 全国の空き家の現状
 - 三重県の空き家の現状
 - 法律改正等の動向
- 伊賀市の現状
 - 人口・世帯の推移
 - 空き家の現状
 - 住宅・統計調査による空き家の推移
 - 実態調査による空き家の状況
 - 空き家所有者の意向（アンケート調査）
- 伊賀市の空き家の課題

第1章 計画策定の背景

- 第1節 計画策定の背景
用語の定義
- 第2節 1次計画の取組の進捗評価
 - 1次計画目標達成状況
 - 推進体制の構築
 - 1次計画評価まとめ
- 第3節 空き家対策における課題
 - 恵まれた自然 / 2. 釀成された歴史と文化
 - 土地利用と建築規制 / 4. 交通
 - 住民自治 / 6. 防災・減災対策
 - 人口減少の抑制
 - 住宅の状況
 - 空き家の現状 / 10. 特定空家等対策
 - 伊賀流空き家バンク

省略④

第2章 計画の基本方針

- 第1節 計画の基本理念と基本目標
 - 基本理念
 - 基本的な考え方
 - 対象区域と対象建築物
 - 役割と責務
- 第2節 計画の位置づけ
- 第3節 計画の期間
- 第4節 推進体制
- 第5節 計画の目標と体系
 - 重点目標
 - 基本目標
 - 計画の体系
 - 空家法に基づく掲載

第3章 空き家対策の取組

- 第1節 重点取組施策
 - 重点目標1 推進体制の維持と連携強化
 - 重点目標2 「伊賀流空き家バンク制度」の充実
 - 重点目標3 古民家等再生活用事業の推進
- 第2節 基本的な取組施策
 - 空家法及び基本指針に定める事項
- 第3節 具体的な取組施策
 - 基本目標1 空き家の予防
 - 基本目標2 空き家の適正管理の促進と実態把握
 - 基本目標3 空き家の活用によるまちづくりの推進
 - 基本目標4 空き家を活用した地域の活性化
 - 基本目標5 移住・転住の促進
 - 基本目標6 特定空家等への措置

第3章 計画の基本理念と方針

- 基本理念
- 基本方針
- 計画の体系

第4章 空き家対策の取組と推進体制

- 取組施策
 - 空き家化の抑制・予防【基本方針1】
 - 空き家等の活用・流通促進【基本方針2】
 - 空き家の適正管理の対策【基本方針3】
 - 古民家等の再生活用に基づく
地域の活性化【基本方針4】
- 推進体制
 - 空き家対策の推進体制
 - 協議会の設置

参考資料

- 第1節 第1次計画の推進体制
 - 空き家対策協議会委員
 - 専門委員会
 - 府内推進体制
- 第2節 第1次計画の取組経過
 - 空き家の推移
 - 空き家の措置実績

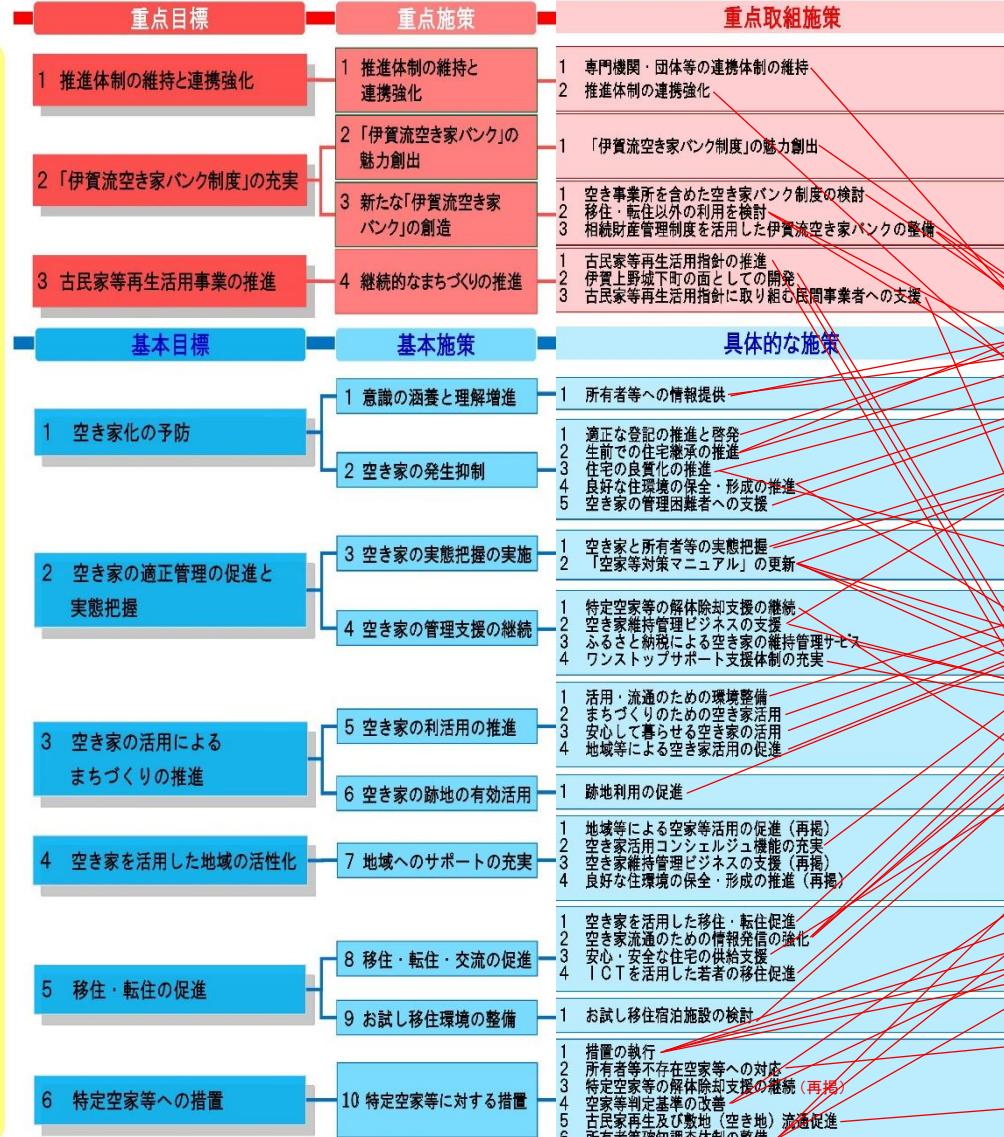
参考資料

- 伊賀市空き家等対策協議会
 - 伊賀市空き家等対策協議会について
 - 伊賀市空き家等対策協議会名簿
- 資料
 - 空き家等対策の推進に関する特別措置法
 - 伊賀市空き家等の適正管理に関する条例

■計画の体系：新旧対照

第2次伊賀市空き家対策計画

基本理念 住み良さを実感し 安心して暮らせる 住生活の実現



第3次伊賀市空き家等対策計画（案）

基本理念

だれもが安心な生活環境での暮らしの実現
～空き家等を活用した地域活性化の創出～

基本方針	取組施策	備考
■基本方針1 「空き化の抑制・予防」	1 空き家等の発生抑制対策 (1) 居住・活用の継続による空き家等の発生抑制 (2) 相続登記の義務化による空き家等の発生抑制 (3) 空き化の抑制・予防の啓発、広報、相談会の拡充 (4) 空き家等の適正な管理方法の周知 2 空き家等の実態把握 (1) 地域等との連携強化 (2) 空き家の所有者へのアンケート調査	予防
■基本方針2 「空き家等の活用・流通促進」	1 空き家等の活用 (1) 空き家バンク制度の充実 (2) 移住コンシェルジュとの連携 (3) 地域特性に応じた空き家の活用や支援 (4) 福祉団体等との連携による活用 2 空き家の相談体制拡充 (1) 連携協定団体や空き家等管理活用支援法人等との連携 (2) 空き等活用促進区域の指定	流通
■基本方針3 「空き家の適正管理の対策」	1 適正に管理されていない空き家等への対処 (1) 適正に維持管理されていない空き家所有者への助言、指導 (2) 空き家の所有者への管理、処分に向けた支援 (3) 所有者不在の空き家等への対応に向けた方策 2 管理不全・特定空家等の対処 (1) 管理不全・特定空家等の所有者への助言や指導、勧告等 (2) 条例に基づく緊急安全措置の実施 (3) 空き家特措法に基づく代執行の実施 (4) 特定空家の所有者への解体等に関する支援 3 空き法以外の法令による対応 (1) 他法令による管理されていない空き家等への対応 (2) 財産管理制度等の活用	管理
■基本方針4 「古民家等の再生利用に基づく地域の活性化」	1 古民家等の再生活用のための官民連携実施体制の促進 2 古民家等の再生活用希望者への支援 3 古民家等の歴史的資源に関する観光施策との連携体制の整備 4 古民家等の活用事例に関する情報発信	再生

※赤字は重点的な取組

伊賀市空家等対策計画取組進捗状況

資料1-6

伊賀市空家等対策計画	総事業数	評価点累計	進捗率
	83	321	77%

計画の体系		事業数	評価点	施策進捗率	
重点目標・施策	1推進体制の維持と連携強化	1 推進体制の維持と連携強化	5	20	80%
	2「空き家バンク制度」の充実	2 「空き家バンク制度」の魅力創出	6	22	73%
	3古民家等再生活用事業の推進	3 新たな「伊賀流空き家バンク制度」の創造	2	5	50%
基本目標・施策	1 空家化の予防	4 継続的なまちづくりの推進	4	13	65%
	2 空家等の適正管理の促進と実態把握	1 意識の涵養と理解増進	1	4	80%
	3 空家の活用によるまちづくりの推進	2 空家等の発生の抑制	14	52	74%
	4 空家を活用した地域の活性化	3 空家等の実態把握の実施	6	20	67%
	5 移住・定住の促進	4 空家等の適正管理支援の継続	7	30	86%
	6 特定空家等への措置	5 空家等の利活用の推進	11	37	67%
		6 空き家の跡地の有効活用	2	9	90%
		7 地域へのサポートの充実	6	26	87%
		8 移住・転住・交流の促進	7	26	74%

※進捗率=「評価点」÷(事業数×5点)

(1) 執行率の計算方式

ア)記載事業数 83事業 ※計画冊子中取組施策の内容によっては、他の施策と重複している場合があります。

イ)加点方式 6段階評価

5点(100%達成) 4点(100点未満75点以上) 3点(75点未満50点以上) 2点(50点未満25点以上)
1点(25点未満1点以上) 0点(未着手)

ウ)最高評価点415点(83事業×5点)

エ)進捗率 取組施策の達成度合を表すため、83事業の加点した値に対し、最高評価点を割り戻した値を進捗率とする。

* 計画期間終了後、2次評価として建設部長が評価を行います。

伊賀市空家等対策計画取組進捗状況(実績)

資料1-6

基本理念 ～住み良さを実感し 安心して暮らせる 住生活の実現～

区分	目標	施策	取組施策	施策CD (コード)	事業	概要	条例等 の有無	協定等 の有無	予算の 有無	交付金 等有無	達成目標	進捗状況	取組実績	1次評価 (進捗評価)	2次評価 (達成効果)
1 重点	1 推進体制の維持と連携強化	1 関係機関・団体等の連携体制の維持	1 協議会の開催		協議会の開催	○		○			協議会の開催	年2回計画的に実施	令和3年度2回開催 令和4年度2回開催 令和5年度2回開催 令和6年度2回開催	5	
			2 協議会部会の開催		協議会部会の開催	○					協議会部会の開催	協議会内で実施	【施策CD1】と同じ	5	
			3 空家等対策庁内会議の開催		庁内会議の開催	○					庁内会議の開催	個別協議	庁内会議は未実施だが、必要に応じて個別協議を行っている	3	
		2 推進体制の連携強化	4 業務協定連携範囲の拡大及び連携強化		計画を円滑に進めるため、連携範囲の拡大をおこなう		○				連携の強化	連携の強化、範囲の拡大	令和5年度・6年度と空き家バンク制度の改正により連携を強化	4	
			5 古民家等再生活用指針に基づく共働事業者の増加		古民家等再生活用指針に基づき事業を円滑に進めるため、新たな共働事業者を発掘する		○				登録制度の創出と事業者発掘	実施中	令和4年度 新たな事業者発掘のための建物基本調査実施	3	
	2 「空き家バンク制度」の充実	2 「空き家バンク制度」の魅力創出	1 伊賀流「空き家バンク制度」の魅力創出										令和3年度 ホームページで地域情報の発信、バーチャル内覧の開始 令和6年度 オンライン申請の開始(すべての申請)、ホームページ改修(各物件ページに内覧予約フォーム作成・空き家管理で困った人用のコンテンツ追加)、LINEによる新着物件の通知	5	
			6 ホームページ、情報誌の充実		ホームページや物件情報誌の充実を図る。						情報の充実	段階的に実施中	令和5年度から空き家バンク利用者登録申請のオンライン化 令和6年度から空き家バンク物件登録・利用者登録のすべての申請のオンライン化	5	
			7 ホームページでのオンライン化		各種申請書等のオンライン化を検討する。						オンライン化	検討中	令和5年度から空き家バンク利用者登録申請のオンライン化 令和6年度から空き家バンク物件登録・利用者登録のすべての申請のオンライン化	5	
			8 ホームページへの有料広告掲載		広告事業者を募集し、広告料を空き家バンク運営の財源に充当する。						広告掲載	実施済	令和3年度 2件 令和4年度 3件 令和5年度 3件 令和6年度 3件 令和7年6月末 3件(1件退1新規)	4	
			9 物件情報誌の有料広告掲載		広告事業者を募集し、広告料を空き家バンク運営の財源に充当する。						広告掲載	検討済み	令和5年度から物件情報誌廃止(デジタル化へ移行) 令和6年度から【施策CD8】と同じ	4	
			10 市内提供店舗利用時の割引クーポンを物件情報誌へ掲載(お試し移住施設利用促進助成)		市内飲食店やホテルなどの事業所と連携しクーポンを付けることで市内観光を楽しみながら伊賀の文化に触れることができるよう、物件情報誌の有効活用に取り組む(おためし移住施設に宿泊した対象者に対し宿泊料及び体験プログラム利用料の一部助成)						割引クーポンの掲載(助成金交付)	実施中	未実施	0	
			11 地域魅力発信事業		地域の情報を発信する。						情報発信	実施中	令和3年度 ホームページで地域情報の発信開始	4	
			12 空き家バンク制度設置要綱の改正または新制度の施行		空き家バンク制度の設置要綱を改正し、新制度の施行を行う						要綱改正	実施済	令和4年7月1日 要綱の一部改正(法人の登録可、居住以外に店舗・事務所・寮・社宅にも利用目的を拡大) 令和7年4月 要綱の一部改正(家財の未処分、6ヶ月又は1年を経過しても売買契約のないもの取り扱い)	5	
			13 財産管理制度を利用するための公民連携事業の創設		財産管理制度を活用した空き家バンク制度を構築し、制度設計を行う。						制度設計	検討中	財産管理制度の構築と協定団体との連携による取組を検討している	0	
3 古民家等再生活用事業の推進	4 繙続的なまちづくりの推進	1 古民家等再生活用指針に基づく事業の推進	14 古民家等再生活用指針に基づく事業の推進		安定した事業展開を進めるため、古民家等再生活用指針に基づく事業を推進していく。						事業推進	計画的に実施	令和4年度 1期開発 3棟目開業 令和5年度 2期開発着手 令和6年度 2期開発2棟開業	5	
			15 古民家等再生活用指針に基づく事業者の増加		新たな事業者の発掘						新たな事業者の発掘	実施中	施策CD5 で実施	3	
		2 上野城下町の面としての開発	16 中心市街地活性化、賑わい創出団体との連携		まち全体で観光まちづくりを盛り上げるとともに、利益が還元できる仕組みなど関係機関と連携して取り組む。						関係機関との連携	取組み中	中心市街地活性化庁内会議等と連携を図っている	3	
		3 古民家等再生活用指針に取り組む民間事業者の支援	17 古民家等再生活用指針に基づく共働事業者の増加		新たに開発を行う事業者への支援を行う。						登録事業者の認定制度及び事業支援	制度について検討を行っている	新たに参入する予定の開発業者と調整を行ったが、開発業者の都合で断念した。	2	
2 基本	1 空家化の予防	1 意識の涵養と理解増進	1 所有者等への情報提供	18 所有者への啓発(広報、ホームページへの定期的な掲載)	把握できている空き家所有者に啓発を行う。また、広く市民等に対し空き家の維持管理について啓発を行う。 広報いが市への掲載 チラシ・リーフレットの作成 ホームページへの掲載						啓発を行う	計画的に実施	ホームページ掲載、広報特集、伊賀上野行政チャンネル特番放送など 令和4年12月 株式会社タイアップと協定を締結し冊子作成 令和5年度より固定資産税の納税通知書に啓発チラシを同封 令和6年度 ホームページ改修(空き家管理で困った人用のコンテンツ追加)	4	

区分	目標	施策	取組施策	施策CD (コード)	事業	概要	条例等 の有無	協定等 の有無	予算の 有無	交付金 等有無	達成目標	進捗状況	取組実績	1次評価 (進捗評価)	2次評価 (達成効果)
2 空家等の 発生の抑制	1 適正な登記の推進と啓発	19 周知・啓発	未登記のものや、相続登記されていないケース が多く存在していることから、適切に相続登記を行 うよう啓発を行う。 広報いが市への掲載 チラシ・リーフレットの作成 ホームページへの掲載	19	周知・啓発	未登記のものや、相続登記されていないケース が多く存在していることから、適切に相続登記を行 うよう啓発を行う。 広報いが市への掲載 チラシ・リーフレットの作成 ホームページへの掲載					啓発を行う	計画的に実施	【施策CD18】と同じ	4	
		20 専門家と連携した所有者のサポート	相続発生時に速やかに登記の名義変更をする など、専門家として連携してサポートする。 また、定期的に相談会を開催し専門家へ引き 継ぐ支援を行う。	20	専門家と連携した所有者のサポート	相続発生時に速やかに登記の名義変更をする など、専門家として連携してサポートする。 また、定期的に相談会を開催し専門家へ引き 継ぐ支援を行う。	○	○	○	○	所有者のサポート	計画的に実施	令和3年度 空き家相談会開催(2回) 令和4年度 空き家相談会開催(2回) 令和5年度 空き家相談会開催(2回) 令和6年度 空き家相談会開催(2回)*中止したが対応したため含む	5	
		2 生前での住宅継承の推進	21 啓発(相続・後見制度・不動産)	21	啓発(相続・後見制度・不動産)	空家等の発生の原因として、所有者の死亡が 挙げられる。生前に空家の継承や処分を親族 等と事前に話し合いを行うための情報提供と空 家等の発生の抑制を図るために啓発を行う。 広報いが市への掲載 チラシ・リーフレットの作成 ホームページへの掲載	○	○	○		啓発を行う	計画的に実施	【施策CD18】と同じ	4	
			22 相談(司法書士会)	22	相談(司法書士会)	生前贈与や相続などの相談に繋げる。	○	○	○		相談会の開催、相談 窓口の斡旋	計画的に実施	【施策CD20】と同じ	5	
			23 相談(三重県宅地建物取引業協会、全日本不 動産協会三重県本部)	23	相談(三重県宅地建物取引業協会、全日本不 動産協会三重県本部)	不動産等の資産の運用などの相談に繋げる。	○	○	○		相談会の開催、相談 窓口の斡旋	計画的に実施	【施策CD20】と同じ	5	
			24 一人暮らし老人、老夫婦世帯の実態把握	24	一人暮らし老人、老夫婦世帯の実態把握	住民基本台帳等により一人暮らし老人、老夫婦 世帯数を把握を行い、生前での住宅継承の推 進に取り組む。					高齢者世帯の把握	実施予定	令和7年度中に実態調査の方法について検討する。	2	
		3 住宅の良質化の推進	25 安心R住宅制度の活用	25	安心R住宅制度の活用	耐震改修を促進し、適正なリフォームを進め、 既存住宅の質の向上を図る。					安心R住宅制度の活 用の推進	実施中	購入者に対し活用を推進している。 令和6年度 市の耐震化診断等の情報を空き家バンクホームページで 周知	2	
			26 適正な維持管理の啓発	26	適正な維持管理の啓発	空き家の維持管理について啓発を行う 広報いが市への掲載 チラシ・リーフレットの作成 ホームページへの掲載					啓発を行う	計画的に実施	【施策CD18】と同じ	4	
		4 良好的な住環境の保全・形成の 推進	27 情報提供(空き家活用)	27	情報提供(空き家活用)	空家等の賃貸・売買などの資産活用や空き家 バンク制度の活用、地域活用、維持管理サービ スなど様々な制度活用について啓発を行う 広報いが市への掲載 チラシ・リーフレットの作成 ホームページへの掲載					啓発を行う	計画的に実施	【施策CD18】と同じ	4	
			28 出前講座(自治協育成)	28	出前講座(自治協育成)	空家等を活用したまちづくりを推進するため、地 域に対し情報提供や出前講座を開催する。					出前講座や地域で の勉強会の開催	計画的に実施	令和4年4月 猪田地区 令和4年5月 上野南部地区 令和5年度 玉瀬地区・つけまち(自治推進会議・合同区長会・柘植 地域まちづくり協議会) 令和6年度 大内地区・南部地区・柘植地域・猪田地域	4	
			29 空家再生等推進事業補助金を活用したまちづ くり	29	空家再生等推進事業補助金を活用したまちづ くり	空家再生等推進事業補助金を活用した良好な 住環境の保全・形成の推進を行う。					出前講座や地域で の勉強会の開催	計画的に実施	地区の出前講座、ホームページ等での周知を行っている。また、空き 家活用について相談のあったものに対して補助金の案内を行ってい る。	3	
		5 空家等管理困難者対策	30 福祉貢献サポートセンターとの連携	30	福祉貢献サポートセンターとの連携	単身高齢者や高齢者世帯など将来空家等とな る可能性がある所有者で、認知能力の低下な ど、将来の資産運用に不安がある人や相続人 がいない世帯への後見人制度等を利用するな ど生前対策を促す。					関係機関との業務連 携、連携協定締結	実施中	社会福祉協議会等と連携し、支援が必要で判断能力が低下した所有 者の対応を行い改善につなげている。	2	
			31 空き家維持管理サービス制度の充実	31	空き家維持管理サービス制度の充実	民間事業者や地域住民等による、空き家を適 切に管理する維持管理サービスの継続と制度 の充実を図る。					制度の充実、維持管 理登録業者の増加を図る。	計画的に実施	令和4年度 新規登録業者 2業者 令和5年度 新規登録業者 3業者 令和7年度6月末 新規登録業者 1業者	4	
			32 啓発(所有者・地域)	32	啓発(所有者・地域)	空き家の維持管理が困難な状況になる前に、 空き家の所有者や相続人への意識啓発を行 う。					啓発を行う	計画的に実施	【施策CD18】と同じ	4	
2 空家等の 適正管理の 促進と実態 把握	3 空家等の 実態把握の 実施	1 空き家と所有者等の実態把握	33 空き家の実数把握	33	空き家の実数把握	通報・相談による空き家の把握を行う。					実数把握	実施中	通報・相談による空き家数を把握 管理台帳へのデータ入力(R6.12末時点 累計870件の把握※重複 登録除く)既存Excel台帳の実運用には大幅改修が必要であったた め、令和6年度に改修 空き家バンク台帳と空家把握台帳の運用方法の検討が必要	4	
			34 空き家等の実態調査	34	空き家等の実態調査	通報・相談による空き家について実態調査を行 い、維持管理サービスや伊賀流空き家バンクの 斡旋を行い、空き家の適正管理と活用推進を 促す。					実態把握	実施中	空家等への助言文書に一般的な空家対策のご案内として、支援法人 の案内、相続登記の義務化のお知らせ、固定資産税納税人に対する アンケート調査の実施により、空き家バンクへの誘導を含めた適正な維 持管理を促している。	5	

区分	目標	施策	取組施策	施策CD (コード)	事業	概要	条例等 の有無	協定等 の有無	予算の 有無	交付金 等有無	達成目標	進捗状況	取組実績	1次評価 (進捗評価)	2次評価 (達成効果)
3 空家の活用によるまちづくりの推進	5 空家等の利活用の推進	1 活用・流通のための環境整備	35 活用意向調査	35 活用意向調査	空き家所有者や相続人に対して、所有者の意向や建物の状態など継続して調査を行う					活用意向調査	実施中	固定資産税納税人に対するアンケート調査の実施により、空き家バンクへの誘導を含めた利活用の調査実施 実施年度 令和5年度 1回、令和6年度 1回、 令和7年度 1回	5		
				36 一人暮らし老人、老夫婦世帯の実態把握	65歳以上高齢世帯に対して、将来発生する可能性のある空き家の実態調査を行う。					高齢者世帯の把握	未実施	固定資産税納税人に対するアンケート調査の実施は行つたが、個人情報である年齢や実態として一人暮らしや夫婦世帯の実態が流動的であり把握困難であるため、適切に将来発生する空き家調査基準の策定に至らなかつた。	2		
				37 空き家活用カルテの更新	空き家活用の意向のある物件の追加等カルテの更新を行う					カルテ更新	未実施	活用意向が過去にあつたものを全て更新するには膨大な事務量となり、また活用したくても除却が推奨される場合に修繕・補強の費用対効果を踏まえた判断が必要である。しかしながら、カルテの活用実績がNPPONIA事業に限られる他、数年活用がみられない状況であり、見直しを含め検討が必要。	1		
				2 「空き家等対策マニュアル」の更新	空き家等対策マニュアルの更新	家の調査方法や判定手法など現状に合わせて更新を行う。				マニュアルの更新	未実施	R5.12に空き家法改正に伴い、管理不全空き家等が新設されたため、それらを踏まえた判定方法をガイドラインより内規を新規作成はしたが、全体マニュアルの作成には至っていない。また、現状に応じた更新がなされておらず、実務との乖離した内容の是正が必要。	3		
		4 空き家等の適正管理支援の継続	1 特定空き家等の解体除却支援の継続	39 空き家等除去費用の支援	除却費用の一部を支援することにより管理不全な空き家数を減少させる。	○	○	○	○	補助金支援	計画的に実施	令和3年度 9件、令和4年度 8件、令和5年度 9件(外1件取下げ)、令和6年度 7件(外1件取下げ) 令和7年度6月末 1件	5		
				40 空き家等家財除去費用の支援	家財除去費の一部を支援することにより空き家の流通を図る。	○	○	○	○	補助金支援	計画的に実施後、廃止、 内容検討後再実施	令和3年度 5件、令和4年度 5件、令和5年度 0件(補助金廃止)。 令和7年度 補助金内容を再検討し実施。令和7年6月末 1件(外1件取下げ)	4		
		2 空き家等維持管理ビジネスの支援	41 空き家維持管理サービス制度の充実	41 空き家維持管理サービス制度の充実	民間事業者や地域住民等による、空き家を適切に管理する維持管理サービスの継続と制度の充実を図る					制度の充実を図る	計画的に実施	空き家維持管理サービス登録者数は順調に増え、空き家所有者がサービス内容や予算により選択できるようになっている。 令和3年度 新規登録 2業者、令和4年度 新規登録 2業者、令和5年度 新規登録 2業者、令和6年度 増減0件、 令和7年6月末 新規登録 1業者 利用の実績や評価を可視化されておらず、有用性を数値化できない。	4		
				42 空き家等維持管理サービスの育成(民間事業者)	民間事業者による空き家等維持管理サービスの育成を行う。					維持管理登録業者の増加	随時登録申請有	【施策CD31】と同じ	4		
		3 ふるさと納税による空き家等の維持管理サービス	43 ふるさと納税による空き家等維持管理サービスの継続	43 ふるさと納税による空き家等維持管理サービスの継続	遠方にお住まいの空き家等の所有者への支援策として、空き家の維持管理サービスを行う。ふるさと納税額に応じた維持管理サービスの提供を検討する。					制度運用開始	サービス開始	令和3年度 収礼品継続 実績 0件 令和4年度 収礼品継続 実績 0件 令和5年度 収礼品継続 実績 0件 令和6年度 収礼品継続 実績 0件 令和7年6月末 収礼品継続 実績 0件 継続しているが、PR不足が市場調査が必要。	3		
				44 啓発(相談・通報体制)	空家に関するさまざまな困りごとに対し、相談から解決に至るまでの道筋を示す。	○				所有者のサポート	計画的に実施	【施策CD20】と同じ	5		
		4 ワンストップサポート支援体制の充実	45 協定団体との連携	45 協定団体との連携	協定団体と連携し、解決に向けた相談窓口とサポート支援制度を継続していく。	○	○			相談窓口の紹介	実施中	相談窓口とサポート支援を継続中 R6年度より、空き家等管理支援法人(2団体)との支援体制を新規構築	5		
				46 移住促進のための空き家再生等推進事業	リフォーム補助費用の一部を支援することにより移住促進を促す	○	○	○	○	補助金支援	周知済	令和3年度 申請なし 令和4年度 申請なし(要綱廃止)	2		
		2 まちづくりのための空き家活用	47 協議会(専門委員会設置)	47 協議会(専門委員会設置)	協議会において、空き家等の中古物件を市場流通させることで、空き家の放置抑制に繋げるなど、移住・定住対策と連携した対応策を検討する。					協議会の開催	年2回の実施	【施策CD1】と同じ	5		
				48 庁内会議(部会設置)	庁内会議において、空き家等の中古物件を市場流通させることで、空き家の放置抑制に繋げるなど、移住・定住対策と連携した対応策を検討する。					庁内会議の開催	個別協議	【施策CD3】と同じ	3		
				49 金融機関融資制度の活用	中古住宅・リフォーム市場の活性化や個人のライフステージに合わせた住み替え支援のため、平成27年に国交省において住宅金融支援機構のフラット35Sの金利引下げ幅の拡大等や住宅取得者等の住宅ローンに係る負担軽減が行われ、フラット35の活用の斡旋を行う。	○				金融機関融資制度の活用斡旋	空き家バンクの利用者登録やリフォームの相談時に案内している。	窓口でフラット35の案内	3		
			50 古民家等再生活用事業(歴史的資源を活用した観光まちづくり)	50 古民家等再生活用事業(歴史的資源を活用した観光まちづくり)	歴史的資源を活用した観光まちづくりに取り組む	○	○	○	○	事業の推進	計画的な開発	令和5年度 2期開発着手	5		
				51 庁内連携(中心市街地・文化財)	庁内関係部署と連携を図りながら空き家の利活用を推進していく。					事業の推進	計画的に実施	関係部署と連携を図り取り組んでいる。	3		
			52 民間団体・NPO等連携・支援	52 民間団体・NPO等連携・支援	空き家活用に取り組んでいる民間団体・NPO等と連携を行い空き家の利活用に取り組む。					相談窓口の設置	実施中	利活用に取り組んでいる民間団体からの相談を随時受付。連携して取り組んでいくよう検討中。	3		
				53 福祉施設としての活用の検討	障がい者支援施設、放課後児童クラブ、生活困窮者向け住宅等として活用を図れるよう検討を行う。					福祉目的として活用	実施中	令和4年度 空き家バンクの要綱改正により福祉目的でも購入可とした。 令和6年度 福祉目的の事業の範囲、確認方法等を具体的に定めた。	5		

区分	目標	施策	取組施策	施策CD (コード)	事業	概要	条例等 の有無	協定等 の有無	予算の 有無	交付金 等有無	達成目標	進捗状況	取組実績	1次評価 (進捗評価)	2次評価 (達成効 果)
4 空家を活用した地域の活性化	6 空き家の跡地の有効活用	4 地域等による空き家活用の促進	54 他の制度と連携した事業の検討		人口減少からくるさまざまな地域福祉の問題解決のため、地域住民をはじめ、社会福祉法人、民間事業者等が空き家を地域福祉向上のために施設として活用を図れるよう、他の制度と連携した空き家の改修費助成の検討。					改修費助成の検討		未着手	0		
			55 空家再生等推進事業		空き家を地域の資源として捉え、コミュニティの活動・交流の場所として活用を行う場合の改修費等の支援を行う。					事業の支援	予算措置	令和3年度～令和6年度補助金申請なし	3		
			56 活用事例の紹介		ホームページ等において、活用事例を紹介することにより空き家を地域の資源としてとらえてもらうよう促す。					事例の紹介	実施中	ホームページ掲載、出前講座での事例紹介	5		
		1 跡地利用の促進	57 啓発(資源・活用・支援)		空き家を資源と捉え利活用できることについて、市のホームページ、出前講座での事例紹介などをを行い啓発する。					啓発を行う	実施中	ホームページ掲載、出前講座での事例紹介	5		
			58 空家等除去事業		跡地を地域活性化のため活用することを目的とした除却費の一部を助成する。					事業の支援	予算措置	令和3年度 1件 令和4年度 1件	4		
	7 地域へのサポートの充実	1 地域等による空家等活用の促進(再掲)	59 (再掲)No.55.No.56									【施策CD55.56】と同じ	4		
		2 空家活用コンシェルジュ機能の充実	60 出前講座・ワークショップ(自治協育成)		地域住民と移住者との間に溝ができるトラブルに繋がることが問題となっていることから、出前講座やワークショップを開催し移住者受け入れ体制やルールづくりのサポートを行う。					自治協への啓発		令和4年4月 猪田地区 令和4年5月 上野南部地区 令和5年度 玉瀬地区・つけまち(自治推進会議・合同区長会・柘植地域まちづくり協議会) 令和6年度 大内地区・南部地区・柘植地域・猪田地域	5		
		61 啓発(空家活用・移住者受入心構え)			空き家の利活用を個人の問題とせず、集落を維持し活性化していくという長期的視野に立ったメリットを啓発することにより所有者の意識を変えていく。					地域と移住者を繋げる		移住コンシェルジュと連携を図り取り組んでいる	5		
		3 空家等維持管理ビジネスの支援(再掲)	62 (再掲)No.41.No.42									【施策CD41.42】と同じ	4		
			63										4		
	4 良好な住環境の保全・形成の推進(再掲)	64 (再掲)No.55.No.56										【施策CD55.56】と同じ	4		
5 移住・定住の促進	8 移住・転住・交流の促進	1 空家等を活用した移住・転住の促進	65 魅力のある空家バンクの創出		独自性の高い若い世代を惹きつける魅力ある事業を創出する。					魅力ある事業創出	実施中	360度カメラによるバーチャル内覧やYouTubeでの物件紹介。 伊賀の魅力情報発信開始。 空き家バンク各種申請のオンライン化	5		
		66 外国人定住支援			外国人住民の定住化を図るため、関係部署と連携を図り支援を行う。					定住の促進	実施中	多文化共生課との連携 令和6年度 利用者登録時「外国人のための生活ガイドブック」QRコード配付	5		
		2 空家等流通のための情報発信の強化	67 空き家バンクホームページ、情報誌の充実		空き家バンクホームページ内でのバーチャル内覧等の機能強化。また、市の魅力を発信する等、積極的に情報発信を図る。					情報発信の強化	ホームページの機能強化	令和3年度 360度カメラによるバーチャル内覧やYouTubeでの物件紹介。伊賀の魅力情報発信開始。	5		
		68 民間が運営する移住サイトへの掲載等			移住サイトへの掲載や移住相談会での情報発信を行う。					情報発信	実施予定	令和5年度実施 令和6年度実施	4		
		3 空家等流通促進の拡充	69 住宅検査体制の運用		安心・安全な住まいの提供を行うための検査体制を継続する。					住宅検査体制の運用	検討中	検査体制は確立したが、補強工事を行うものが少ない。安心安全な空き家の流通促進方法等検討をおこなっていく。 令和6年度 市の耐震化診断等の情報を空き家バンクホームページで周知	2		
		4 ICTを活用した移住の促進	70 テレワーク設備導入費支援		テレワークに必要な住宅整備及び設備等の導入費支援制度について検討を行う。					テレワーク設備導入費支援	検討中	令和2年度支援を実施	1		
		71 コワーキング施設の検討			空き家を活用したコワーキング施設の整備の検討。又は、施設整備運営を行うものに対しての費用支援を検討する。	○	○	○	○	コワーキング施設整備	予算措置	令和4年度 空き家活用テレワーク施設整備事業 事業者募集	4		
		9 お試し移住環境の整備	1 お試し移住環境の整備	72 宿泊施設を設置する民間事業者の支援検討	宿泊施設を設置する者に対し支援の検討					制度開始	制度開始済	令和4年5月 お試し移住施設登録制度開始	5		
		73 民間宿泊施設を利用したお試し移住の支援検討			お試し移住制度の検討					制度開始	制度開始済	令和4年7月 お試し移住施設利用促進助成制度開始	5		
6 特定空家等への措置	10 特定空家等に対する措置	1 措置の執行	74 ガイドラインに基づく措置		空家法並びに基本指針、特定空家等ガイドラインに基づき措置を行う。	○	○	○	○	措置の実施	認定業務、文書送付、措置の実施(累計393件対応)	令和3年度 特定空家等判定数(130件) 助言・指導(98件)勧告(0件)応急措置(1件)略式代執行(1件) 令和4年度 特定空家等判定数(130件) 助言・指導(49件)勧告(0件)応急措置(2件)略式代執行(2件) 令和5年度 特定空家等判定数(209件)※判定済み分を含む)助言・指導(22件)勧告(1件)応急措置(0件)略式代執行(1件) 令和6年12月末 特定空家等判定数(64件)助言・指導(4件)勧告(1件)応急措置(1件)代執行(1件) 令和6年度に記録台帳の特定空家等の現地確認等による再判定を全件実施し、現存する件数をより正確にできた。令和5年度以前の記録は重複を含む、除却建物を含むなどで過大な件数になっている可能性あり。	5		

区分	目標	施策	取組施策	施策CD (コード)	事業	概要	条例等 の有無	協定等 の有無	予算の 有無	交付金 等有無	達成目標	進捗状況	取組実績	1次評価 (進捗評価)	2次評価 (達成効果)
① 空家等の適正な管理による、安全で安心なまちづくりの推進と良好な生活環境の保全に資するため、特定空家等の除却に要する経費の一部を支援する。 ② 所有者等不存在空家等への対応 ③ 特定空家等の解体除却支援の継続【再掲】 ④ 空家等判断基準の改善 ⑤ 古民家再生及び敷地(空き地)流通促進 ⑥ 所有者等確知調査体制の整備	① 空家等の適正な管理による、安全で安心なまちづくりの推進と良好な生活環境の保全に資するため、特定空家等の除却に要する経費の一部を支援する。 ② 所有者等不存在空家等への対応 ③ 特定空家等の解体除却支援の継続【再掲】 ④ 空家等判断基準の改善 ⑤ 古民家再生及び敷地(空き地)流通促進 ⑥ 所有者等確知調査体制の整備	2 所有者等不存在空家等への対応	75	応急措置の実施(市単独)	特定空家等の建築資材の飛散など、急迫した危険を回付するために必要最小限の措置を行う。			○		○	応急措置の実施	現地措置の実施	令和3年度 1件、令和4年度 2件、令和5年度 0件、令和6年度 1件	5	
			76	空家等除去事業	空家等の適正な管理により、安全で安心なまちづくりの推進と良好な生活環境の保全に資するため、特定空家等の除却に要する経費の一部を支援する。			○	○	○	空家等除去費の支援	計画的に実施	【施策CD39】と同じ 除却補助金の交付対象のみ該当	5	
			77	ガイドラインに基づく措置	空家法並びに基本指針、特定空家等ガイドラインに基づく措置を行う。	○		○	○	○	措置の実施	略式代執行の実施	令和3年度 1件、令和4年度 2件、令和5年度 1件、令和6年度 0件(不在者による略式代執行のため件数に含めない) 令和7年6月末 1件(緊急代執行)	5	
			78	財産管理制度による処分	財産管理制度を活用し、必要となるものへ引き継ぐことで、適切に管理され、残財産についても適切に国庫に帰属する。			○		○	財産管理制度の活用	申立て、返還の受入れ	令和3年度 1件、令和4年度 1件、令和5年度 2件、令和6年度 1件	5	
		3 特定空家等の解体除却支援の継続【再掲】	79	(再掲)NO.76								計画的に実施	【施策CD39】と同じ	5	
		4 空家等判断基準の改善	80	空家等判断基準の改善	空家等判断基準について、判定項目との整合性を図る						判断基準の改善	策定中	特定空家等の予備軍である管理不全空家等の判定基準を検討、運用中。R8年度までに条例細則へ基準の掲載できることを目指す。管理不全空家等の基準で指導・勧告できるため、生命・財産への危険性が低い特定空家等になる項目(環境・景観など)は、特定空家等の5段階評価でも、管理不全空家等での指導として、より力を入れる空家の分類する基準を検討中。	4	
			81	調査手法の確立	調査方法の確立を図る						調査手法の確立	検討中	過剰な検査項目の省略を把握し、特定空家等として力を入れる対象を絞る。初期対応時の簡易判定と、継続指導時の判定に分けた基準を検討中。	3	
		5 古民家再生及び敷地(空き地)流通促進	82	古民家等再生活用指針に基づく事業の推進	空き家となった古民家や特定空家と判定された古民家を再生するために所有者等の理解を促す。						空家の保全・活用	実施中	古民家等再生工事の完了、令和3年度 1件、令和4年度 0件、令和5年度 1件、令和6年度 1件	5	
		6 所有者等確知調査体制の整備	83	調査体制の確立	専門的な知識が必要なことから、関係団体と連携を図り所有者等確知調査体制の整備を図る	○	○	○	○	○	調査体制の整備	業務委託の発注	所有者等確知調査業務発注 令和3年度 1件、令和4年度 7件、令和5年度 10件、令和6年度 15件	5	